

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年3月31日

秋田市長 穂 積 志

秋田市規則第12号

秋田市職員給与条例施行規則の一部を改正する規則

秋田市職員給与条例施行規則（昭和28年秋田市規則第10号）の一部を次のように改正する。

第4条の12中「国家公務員災害補償法（昭和26年法律第191号）別表に掲げる障害に属する」を「地方公務員災害補償法施行規則（昭和42年自治省令第27号）別表第3に定める」に改める。

第4条の14第1項第1号を次のように改める。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる
交通機関 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア イに掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間（条例第11条第5項に規定する支給単位期間をいう。以下同じ。）と同じくする定期券の価額

イ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合 別に定める額

第4条の14第1項第2号中「回数乗車券」を「回数乗車券等」に改める。

第4条の16の前の見出しを削る。

第4条の21第2項第1号を次のように改める。

(1) 1箇月当たりの運賃相当額等（第4条の17第1号に掲げる職員にあっては、1箇月当たりの運賃相当額および条例第11条第2項第2号に定める額の合計額。以下この項において同じ。）が5万5,000円以下であった場合 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額
ア イに掲げる場合以外の場合 前項第2号に掲げる事由が生じた場合
にあっては当該事由に係る交通機関（同号の改定後に1箇月当た

りの運賃相当額等が5万5,000円を超えることとなるときは、その者の利用する全ての交通機関)、同項第1号、第3号又は第4号に掲げる事由が生じた場合にあってはその者の利用する全ての交通機関につき、使用されるべき通用期間の定期券の運賃の払戻しを、別に定める月(以下この条において「事由発生月」という。)の末日にしたものとして得られる額(次号において「払戻金相当額」という。)

イ 使用している定期券に通用期間が6箇月を超えるものがある場合
別に定める額

第4条の21第2項第2号ア中「イ」の次に「およびウ」を加え、同号イ中「支給されている場合」の次に「(ウに掲げる場合を除く。)」を加え、「すべて」を「全て」に改め、同号に次のように加える。

ウ 前号イに掲げる場合 別に定める額

第4条の22第1項第1号を次のように改める。

(1) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間
ア イに掲げる場合以外の場合 交通機関における定期券の通用期間のうち最も長いものに相当する期間

イ 使用する定期券の通用期間が6箇月を超える場合 別に定める期間

第4条の22第1項第2号中「回数乗車券」を「回数乗車券等」に改める。

第20条第1項中「又は他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体等」に、「臨時的任用職員」を「別に定める職員」に改め、同条第2項中「又は他の地方公共団体」を「、他の地方公共団体等」に、「前条第1項及び」を「、同項および」に、「かかわらず」を「かかわらず、」に改め、同条第3項中「及び」を「および」に改める。

第21条第4号中「第7条第2項」を「第7条第3項」に改める。

附 則

この規則は、令和4年4月1日から施行する。